

高知県産地生産基盤パワーアップ事業費補助金交付要綱 新旧対照表

改正後（新）	現行（旧）
高知県産地生産基盤パワーアップ事業費補助金交付要綱	高知県産地生産基盤パワーアップ事業費補助金交付要綱
第1条～第17条（略）	第1条～第17条（略）
附 則 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。	（追加）

別表第1（第3条、第8条関係）	別表第1（第3条、第8条関係）
-----------------	-----------------

事業	補助対象経費	補助率	取組主体
耕種作物に関する以下の事業			
1 整備事業(交付等要綱別表2のⅠ基金事業において、Ⅱに準じて整備事業を行う場合を含む。)	(略)	(略) ※次世代型ハウスとは、以下のアからウまでの全ての条件を満たすもの ア (略) イ 耐風速 35m/s 以上 ウ (略)	(1)～(3) (略) (4) 農業者(産地パワーアップ計画に取組の中心的な経営体として記載されたもので 農業者、農事組合法人及び農事組合法人以外の農地所有適格法人をいう。以下同じ。) (5) 農業者の組織する団体(産地パワーアップ計画に取組の中心的な団体として記載されたもので 代表者の定めがあり、かつ組織及び運営について

事業	補助対象経費	補助率	取組主体
耕種作物に関する以下の事業			
1 整備事業(交付等要綱別表2のⅠ基金事業において、Ⅱに準じて整備事業を行う場合を含む。)	(略)	(略) ※次世代型ハウスとは、以下のアからウまでの全ての条件を満たすもの ア (略) イ 耐風速 50m/s 以上 ウ (略)	(1)～(3) (略) (4) 農業者(産地パワーアップ計画に取組の中心的な経営体として記載されたもの (追加) をいう。以下同じ。) (5) 農業者の組織する団体(産地パワーアップ計画に取組の中心的な団体として記載されたもの (追加) をいう。以下同じ。)

別表第1 (第3条、第8条関係)

事業	補助対象経費	補助率	取組主体
耕種作物に関する以下の事業			
1 整備事業(交付等要綱別表2のⅠ基金事業において、Ⅱに準じて整備事業を行う場合を含む。)	(略)	(略) ※次世代型ハウスとは、以下のアからウまでの全ての条件を満たすもの ア (略) イ 耐風速 50m/s 以上 ウ (略)	(1)～(3) (略) (4) 農業者(産地パワーアップ計画)に取組の中心となる経営体として記載されたもの(追加)をいう。以下同じ。 (5) 農業者の組織する団体(産地パワーアップ計画)に取組の中心となる団体として記載されたもの(追加)をいう。以下同じ。

				の規約の定め がある団体 (農業協同組 合、農業協同 組合連合会、 農事組合法 人、農事組合 法人以外の農 地所有適格法 人及び任意組 織(集落営農 組織、機械共 同利用組織) 等)をいう。 以下同じ。) (6)～(8)(略) (削除)						(6)～(8)(略) (9)流通業者(生 産局長等が別に 定めるものに限 る。) 青果物広域 流通システム構 築の取組を対象 とした集出荷貯 蔵施設の整備に 限るものとする。 (10)知事が中国 四国農政局長
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

				と協議して認める団体 (10) コンソーシアム（生産局長等が別に定める場合に限る。）
		(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)
	2 基金事業	(1)収益性向上対策 ア 生産支援事業 (ア)農業機械等の導入及びリース導入に要する経費	別表第2のとおり (削除)	(略)
		(略)	(略)	

				と協議して認める団体 (11) コンソーシアム（生産局長等が別に定める場合に限る。）
		(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)
	2 基金事業	(1)収益性向上対策 ア 生産支援事業 (ア)農業機械等の導入及びリース導入に要する経費	別表第2のとおり。	(略)
		(略)	(略)	

		イ 効果増進事業 (ア) 事業計画の策定及び農業機械の導入実証に要する経費等(導入実証等支援) (イ) 施設運営に係る専門家の招聘に要する経費(伴走支援)	補助対象経費の欄の(1)のイの(ア)の事業については、定額(2分の1相当)(間接補助事業の場合を含む。)	(ア)の事業 (1) 高知県農業再生協議会 (2) 地域協議会 (イ)の事業 1の(1)の事業の取組主体
		(略)	(略)	(略)
	3 特別承認事業	(略)	(略)	「1 整備事業」又は「2 基金事業」の取組主体に準じる。
別表第2～別表第3 (略)				
別記 第1号様式(第4条関係) (略)				
別添1 1 (略) 2 (1) ア～イ (略)				

		イ 効果増進事業 (ア) 計画策定等に要する経費 (イ) 技術実証に要する経費等	(追加) 定額(2分の1相当)(間接補助事業の場合を含む。) (追加)	(追加) (1) 高知県農業再生協議会 (2) 地域協議会 (追加)
		(略)	(略)	(略)
	3 特別承認事業	(略)	(略)	「1 整備事業」又は「2 生産支援事業」の取組主体に準じる。
別表第2～別表第3 (略)				
別記 第1号様式(第4条関係) (略)				
別添1 1 (略) 2 (1) ア～イ (略)				

ウ（ア）事業計画の策定及び農業機械の導入実証に要する経費等（導入実証等支援） （イ）施設運営に係る専門家の招聘に要する経費（伴走支援） エ （略） 3～6 （略） 参考様式2～参考様式4 （略） 第2号様式～第9号様式 （略） 第9－2号様式 ア～イ （略） ウ（ア）事業計画の策定及び農業機械の導入実証に要する経費等（導入実証等支援） （イ）施設運営に係る専門家の招聘に要する経費（伴走支援） エ （略） 第10号様式 （略）	ウ（ア）計画策定等に要する経費 （イ）技術実証に要する経費 エ （略） 3～6 （略） 参考様式2～参考様式4 （略） 第2号様式～第9号様式 （略） 第9－2号様式 ア～イ （略） ウ（ア）計画策定等に要する経費 （イ）技術実証に要する経費 エ （略） 第10号様式 （略）
---	---